

草加市建設工事請負契約約款運用基準

(平成20年6月30日施行)

1 第3条第2項関係

次の場合、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費の内訳書の明示を必要としないものとする。

- (1) 予定価格130万円以内の工事
- (2) 工事請負単価契約
- (3) その他市長が必要ないと認めた場合

2 第4条関係

(1) 建設工事請負契約に係る契約の保証は、当分の間、契約保証金の納付、金融機関若しくは保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による金銭的保証又は履行保証保険契約の締結によるものとし、その選択については、請負者に委ねることとする。

(2) 第1項第3号の「発注者が確実と認める金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合その他貯金の受入れを行う組合とする。

(3) 第1項第3号に規定する保証事業会社が行う保証は、前払金保証の特約条項とされているため、契約の保証を求める場合には、できる限り前払金を実施するものとする。

(4) 請負代金額の増額変更があった場合で、変更後の請負代金額の増額分が変更前の請負代金額の10分の3を超える場合は、契約保証金の金額（金融機関及び保証事業会社の保証の場合並びに公共工事履行保証証券による保証の場合にあつては保証金額、履行保証保険の場合にあつては保険金額をいう。以下同じ。）を変更後の請負代金額の10分の1以上の金額に増額変更するものとする。

(5) 請負代金額の減額変更があった場合で、請負者から当初の契約保証金について減

額の希望があったときは、特段の事情がない限り、当初の契約保証金額と変更後の請負代金額の10分の1にあたる金額との差額の範囲内で減額することができるものとする。なお履行保証保険の場合にあつては、保険金額の減額は行われないうこととなつてゐるので、保険金額の減額変更は行わないものとする。

- (6) 工期が限られており、かつ、やむを得ないと認められる場合においては、例外的に公共工事履行保証証券による役務的保証を求めることができるものとする。

3 第10条関係第3項関係

(1) 現場代理人の兼任を認める要件

次の要件をすべて満たす工事であること。ただし、以下の要件を満たした工事等であつても、施工の安全管理等を考慮し、兼任を認めないことがある。

ア 草加市が発注した工事等であること。(注1)

イ 次のいずれかに該当する工事等

(ア)主任技術者を専任で配置する必要のない工事(注2)

(イ)主任技術者を専任で配置しなければならない工事であるが、「草加市建設工事における技術者の専任に係る取扱要領」により主任技術者の兼務が認められた工事

(注1) 上下水道部発注の工事を含む。

(注2) 対象工事が設計変更により、主任技術者を専任で配置する必要がある工事となつた場合においては、引き続き、本取扱いを適用する。

(2) 兼任を認める工事等の件数

1人の現場代理人が兼任することのできる工事現場は、2件を上限とする。

(3) 緩和措置の申請方法

現場代理人等の兼務を行う場合は、「配置予定技術者名簿」と併せて様式「現場代理人の常駐規定緩和に関する申請兼承認書」を発注者に提出すること。

(4) 受注者の義務

現場代理人の兼任の承認により、工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務は免除されるものではなく、兼任した各現場における安全管理等の徹底に配慮すること。

(5) 連絡体制の確保

兼務を認められた場合には、緊急時において現場に急行できる連絡体制を確保すること。また、現場代理人が一方の工事現場を不在とするときは、現場代理人の代わりに連絡員を選任し、本市との連絡に支障をきたさないようにすること。

(6) 施工管理体制

現場代理人を兼務したことにより現場の体制に不備が生じ、不良な工事等と認められた場合、兼任配置を解除し、併せて当該請負業者に対し工事成績評定への反映を行うとともに、指名停止措置や契約解除等の必要措置を行うことができる。

4 第26条第5項関係

(1) 主要な工事材料

ア 草加市建設工事請負契約約款第26条第5項（以下「単品スライド条項」という。）に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類、燃料油又はその他工事材料であつて、品目ごとに次式により算定した当該工事に係る各変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額鋼} = | M\text{変更鋼} - M\text{当初鋼} |$$

$$\text{変動額油} = | M\text{変更油} - M\text{当初油} |$$

$$\text{変動額材料} = | M\text{変更材料} - M\text{当初材料} |$$

$$M\text{当初鋼、} M\text{当初油、} M\text{当初材料} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$$M\text{変更鋼、} M\text{変更油、} M\text{変更材料} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

M変更鋼、M変更油、M変更材料：価格変動後の鋼材類又は燃料油又はその他工事材料の金額

M当初鋼、M当初油、M当初材料：価格変動前の鋼材類又は燃料油又はその他工事材料の金額

p：設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

p'：(3)の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価

D：(4)の規定に基づき算定した鋼材類、燃料油又はその他工事材料の数量

k：落札率イ 請負代金の部分払をした工事におけるアに規定する「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。

ただし、草加市建設工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）第38条第3項に規定する通知の書面において、(6)の規定により、発注者又は受注者の求めに応じ、当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合にあっては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

(2) スライド額の算定

ア 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、(1)の規定により単品スライド条項の適用対象となった主要な工事材料に該当する各工事材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S \text{ 増額} = (M \text{ 変更鋼} - M \text{ 当初鋼}) + (M \text{ 変更油} - M \text{ 当初油}) + (M \text{ 変更材料} - M \text{ 当初材料}) - P \times 1 / 100$$
$$S \text{ 減額} = (M \text{ 変更鋼} - M \text{ 当初鋼}) + (M \text{ 変更油} - M \text{ 当初油}) + (M \text{ 変更材料} - M \text{ 当初材料}) + P \times 1 / 100$$

S 増額：スライド額（増額変更の場合）

S 減額：スライド額（減額変更の場合）

M 変更鋼，M 当初鋼，M 変更油，M 当初油，M 変更材料，M 当初材料：(1)に同じ

P：(1)に規定する請負代金額

イ 受注者が対象材料を実際に購入した際の代金額を対象材料の品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。以下「実際の購入金額」という。）を算定し、これら実際の購入金額がアのM変更鋼、M変更油又はM変更材料を下回る場合にあっては、アの規定にかかわらず、アのM変更鋼に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、M変更油に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、M変更材料に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、アの算式によりス

ライド額を算定する。

ウ 実際の購入金額がアのM変更鋼、M変更油又はM変更材料を上回る場合にあっては、受注者が対象材料について、(5)アに規定する書類に加え、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合に限り、アの規定にかかわらず、アのM変更鋼に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、M変更油に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、M変更材料に代えて受注者のその他工事材料の実際の購入金額を用いて、アの算式によりスライド額を算定する。

エ イ及びウの「実際の購入金額」は、次に定めるとおりとする。

(ア) (5)の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が(4)に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料についての実際の購入金額。

(イ) (5)の規定により確認される対象材料の実際の購入数量が(4)に規定する対象数量を上回る場合は、対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに実際の購入金額を乗じて得た金額。

(ウ) 燃料油について、(5)オの規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を(4)に規定する対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、(3)ア(イ)②の平均価格を乗じて得た金額。

オ スライド額の算定は、対象材料に係る価格の変動分について行うものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

(3) 価格変動後における単価の算定方法

ア スライド額の算定に用いる価格変動後の対象材料の単価（ p' ）は、次に定めるとおりとする。

(ア) 鋼材類及びその他工事材料

対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。ただし、減額変更する場合には、施工計画書に定められている計画工程表等の発注者が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

(イ) 燃料油

① 対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

② 対象材料のうち、(5)ウの規定により、受注者が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても(4)の対象数量とすることとした場合、又は減額変更する場合で発注者が有する情報では購入月ごとの購入数量が判断できない場合にあっては、①の規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

イ ア(ア)及び(イ)①に規定する対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、契約約款第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

(4) 対象数量の算出方法

ア スライド額の算定の対象とする数量（D）（以下「対象数量」という。）は、対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

(ア) 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量。

(イ) 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、発注者の設計数量。

(ウ) 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において資材調書として集計された数量。

(エ) その運搬に燃料油を用いる各種資材であつて、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油の数量で客観的に確認できるもの。

イ 請負代金の部分払をした工事にあつては、(6)の規定により単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、アに規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。

(5) 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認又は受注者との協議

ア 受注者が単品スライド条項の適用を請求したとき又は発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときは、発注者は受注者に対し、受注者が対象材料を実際に購入した際の数量、単価及び購入先並びに当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。

イ 増額変更を行う場合で、受注者がアの求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料についてアに規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。

ウ 減額変更を行う場合で、受注者がアの求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料についてアに規定する事項を確認できない場合には、発注者が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする。

エ アの規定にかかわらず、鋼材類については、当該対象材料を実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合においては、当該対象材料の搬入等の月及び数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、実際に購入した際の単価は搬入等した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入等した場合にあっては、各搬入等の月の実勢価格を搬入等の月ごとの搬入等数量で加重平均した価格）を用いてスライド額を算定することができる。

オ アの規定にかかわらず、燃料油については、当該対象材料を実際に購入した際の数量、単価、購入先及び購入時期のすべてを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても(4)の対象数量とすることができる。

(6) 部分払時の取扱

契約約款第38条第3項に基づき、部分払検査結果についての通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項

の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。

(7) 部分引渡し

契約約款第39条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

(8) 請負代金額の変更手続

ア 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。

イ アに規定する請求が受注者からあったとき又は発注者が請求を行ったときは、契約約款第26条第8項の規定に基づき、発注者は受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これをアの請求があった日又は請求を行った日から7日以内に受注者に通知するものとする。

ウ この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。ただし、維持工事で年度ごとに完済部分検査を行うものについては、各年度末に行うものとする。この場合において、ア中「残工期」とあるのは「当該年度末までの工期」と、イ中「工期末」とあるのは「当該年度末」と読み替えるものとする。

(9) 全体スライドを行う場合の特則

契約約款第26条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、(1)ア中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類、燃料油又はその他工事材料の単価（契約約款第26条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」とし、(2)ア中「請負代金額」とあるのは「請負代金額から契約約款第26条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成20年6月30日から施行する。

(適用区分)

2 工期の末日がこの基準の施行日以降で平成20年9月30日以前である工事に係る第2項第8号アの規定の適用については、同規定中「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは「工期満了前であつて、かつ、平成20年7月30日までに申請があつた場合」と読み替える。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年12月1日から施行する。